

第2号議案

令和元年度長崎市一般会計補正予算（第7号）

【2款1項24目 諸費のうち国・県支出金等返還金】

目次	ページ
生活保護費返還金	1



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	2 総務費	1 総務管理費	24 諸費	1-1	生活保護費返還金	千円 2,210

1 概要

令和元年11月に会計検査院から公表された平成30年度決算検査報告において、生活保護法に基づき支給した保護費のうち、生活扶助費等に係る保護費の算定に当たり、障害の区分変更等の情報を適切に反映していない事例があり、負担金約221万円が過大に交付されているとの指摘を受けた。このため、指摘を受けた5件について国庫負担金の返還を行うもの。

2 補正理由

国からの国庫負担金再確定に係る報告書の提出時期や方法が示されたため。

3 事業内容(返還金内容)

件数	過大に支給された保護費A	左に対する国庫負担金(A×3/4)	内容	備考
5件	2,946,420円 (H25～H29年度)	2,209,815円	障害年金等級変更時又は支給停止時等における障害者加算の誤認定	1件当たりの返還金の最高額900,970円

4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 2,210	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2,210

5 再発防止策

(1) 届出義務の周知及び障害者加算の認定要件確認の徹底

受給者に対しては、障害年金等の等級変更時の届出義務を周知徹底することとし、職員においては、障害者加算の認定に係る挙証資料等を少なくとも年に1回は確認することとした。

(2) マニュアル整備及び職員研修の実施

職員に国の処理基準の周知を徹底するとともに、マニュアルの整備を行い、併せて職員研修を実施した。なお、定期的な職員研修についてはこれまで年1回実施していたものを令和元年度から年2回実施することとした。